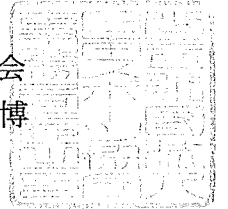




第 30 回 JSPO 企調発第 83 号
平成 31 年 1 月 18 日

本会加盟（準加盟）団体
事務局長 殿

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 河内 由博



特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の
適正な流通の確保に関する法律の公布について（通知）

平素より本会スポーツ推進事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、スポーツ庁から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

本法律では、一定の条件を満たす特定興行入場券（いわゆる試合等のチケット）の不正転売を禁止するとともに、貴団体も含む興行主等に対し、入場時の本人確認の実施や公式にチケットを譲渡する機会（例えば公式サイトにおけるリセールサービスの実施等）の提供等に取り組むよう努めることが求められるなど、重要事項が定められました。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体加盟団体及び関係諸機関に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

- ・（写）平成 30 年 12 月 14 日付 30 文庁第 674 号、消政策 1016 号文書
「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について（通知）」
*スポーツ庁発信文書



《本件に関する問い合わせ先》
総務部企画調整課
担当：金谷
TEL：03-3481-2269 FAX：03-3481-2284
e-mail：kikaku@japan-sports.or.jp